

平成28年9月12日

報道関係者 各位

島原市市長公室

平成28年台風10号に係る
災害救助法適用被災地への災害見舞金の送金について

標記の災害により、災害救助法が適用された被災自治体（北海道20市町村及び岩手県12市町村）に対し、本市の災害見舞金支出基準に基づき、下記により、島原市からの災害見舞金を送金しますので、お知らせします。

記

1 島原市からの災害見舞金の送金先と見舞金額

- (1) 北海道に対し、70万円
- (2) 岩手県に対し、70万円 合計 140万円

※北海道及び岩手県の義援金取扱口座へ平成28年9月15日 送金

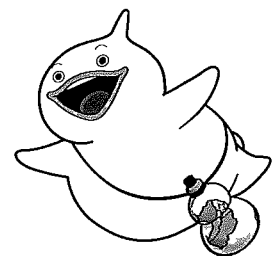
2 平成28年度の災害見舞金

- (1) 熊本地震に対し、熊本県へ100万円を送金済

有明海にひらく湧水あふれる 火山と歴史の田園都市



担当：島原市 秘書人事課 秘書広報班 担当 松崎
電話・0957-63-1111（内線127）
E-mail・e-matsuzaki@city.shimabara.lg.jp



島原守護神キャラクター
「しまばらん」